

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、診察を行っている保険医療機関であり、九州厚生局から指定を受けています

指定年月日	平成31年4月1日
医療機関コード	021 432 0

当院では、院内感染予防の為、全病室に消毒液を設置しております。
病室へご入室の際は、病室出入口脇に設置してある消毒液にて手指消毒をお願い致します。
又、風邪症状の方、下痢・嘔吐等、体調不良の方は入室をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

1.入院基本料に関する事項

す。

2.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。会計窓口にてその旨お申

又、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料にて発行しております。

尚、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

3.当院は、九州厚生局長に下記の届出を行っています

1)入院時食事療法(Ⅰ)の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温にて提供しております。

2)基本診療の施設基準等に係る届出

- ・障がい者施設等入院基本料 10対1
- ・特殊疾患入院施設管理加算

3)特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・運動器リハビリテーション(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ)
- ・障がい児(者)リハビリテーション科

4.医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

社会福祉法人 あきの会
障がい児者医療生活支援ホーム 虹の家

管理者 岩永 正彦